

岩手大学農学部附属寒冷フィールドサイエンス教育研究センター 規則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則第8条第2項の規定に基づき、岩手大学農学部附属寒冷フィールドサイエンス教育研究センター（以下「センター」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、農学部、農学研究科及び連合農学研究科における農学に関する教育研究の進展に資するフィールド諸科学の寒冷地における総合的・実践的な教育研究及び地域貢献を行うことを目的とする。

(共同利用)

第2条の2 センターは、本学の教育研究上支障がないと認められるときは、他の大学の利用に供することができる。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(部・フィールドステーション)

第3条 センターに第2条の目的を遂行するため、教員で構成する教育研究部と農学系技術部職員で構成するフィールドステーションを置く。

2 教育研究部に地域フィールド総合科学分野、持続型農業生産技術分野及び循環型森林管理技術分野の3分野を置く。

3 フィールドステーションに都市近郊フィールドステーション(滝沢農場、滝沢演習林、実験苗畑)及び中山間フィールドステーション(御明神牧場、御明神演習林)の2ステーションを置く。

(組織)

第4条 センターは、次に掲げる者をもって組織する。

一 センター長

二 次長

三 分野長

四 センター事務室長

五 センター専任教員

六 センター兼任教員

七 その他の職員

2 センター長は、センター全般の業務・運営を統轄する。

3 次長は、センター長を補佐し、センター及び教育研究部の各分野の教育研究及び運営の企画調整等、並びにフィールドステーションの業務・管理を統轄する。

4 分野長は、当該分野の教育研究及び運營業務を担当する。

5 センター事務室長は、センター全般の事務管理を統轄する。

(運営委員会)

第5条 センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、岩手大学農学部附属寒冷フィールドサイエンス教育研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の規則は別に定める。

(選考)

第6条 センター長の選考は、岩手大学農学部選出評議員及び農学部附属教育研究施設長の候補者選考規則の定めるところによる。

2 次長及び分野長の任期は2年とし、センター専任教員のうちから委員会が選出し、センター長が任命する。ただし、再任を妨げない。

3 兼任教員の任期は2年とし、委員会が各分野の必要に応じて学部の教員から選出し、センター長の申請に基づき学部長が任命する。ただし、再任を妨げない。

(庶務)

第7条 センターの庶務は、事務部において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、センターに関して必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年6月20日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年6月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年3月5日から施行し、平成20年11月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年2月18日から施行し、平成26年1月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年5月26日から施行する。